投資信託説明書
(交付目論見書)
使用開始日 2026.11.5



海外株式セレクション(ラップ向け)

追加型投信／海外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

○ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。

○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「海外株式セレクション(ラップ向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月1日に関東財務局長に提出しており、2026年5月2日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:69兆2,019億円
(2026年8月31日現在)
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00～17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-252723-0000-20261105◇

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

海外株式を実質的な主要投資対象とし、主として値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

投資信託証券への投資を通じて、主として海外株式に実質的な投資を行います。

● 投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。なお、2026年11月5日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。

<外国株式インデックスマザーファンド>

日本を除く世界の主要国の株式への投資を行います。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<好配当海外株マザーファンド>

日本を除く世界主要国の株式等に投資を行います。

・日本を除く世界主要国の株式等の中から、配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

<先進国株式最小分散インデックスマザーファンド>

日本を除く先進国の株式に投資を行います。

・MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<先進国株式ESGインデックスマザーファンド>

日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。

・MSCIコクサイESGリーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・MSCIコクサイESGリーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド>

日本を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を中長期的に上回る投資成果を目指します。
・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

<グローバル株式インカム マザーファンド>

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

・主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
・UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

<外国株式マザーファンド>

日本を除く世界主要国の株式に投資します。

・運用にあたってはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。
・株式等の運用にあたっては、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。同社は運用指図権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(所在地:米国)に更に委託することができます。
・超過収益の源泉を主として銘柄選択におき、独自の企業調査に基づくボトムアップの銘柄選択でアクティブ運用を行います。
・銘柄選択に当たっては、長期の企業収益予想に基づくバリュエーション(株価評価)モデルを用います。

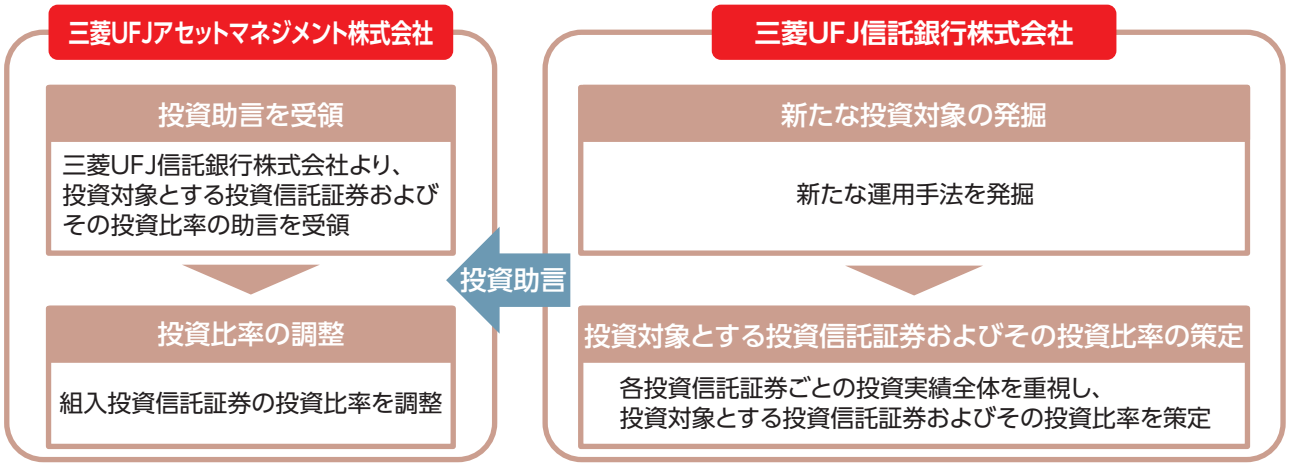
📖 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色2 三菱UFJ信託銀行からの投資助言に基づき運用を行います。

● 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

❗ 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、投資環境の変化等に応じて適宜変更します。
❗ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色3 原則として、為替ヘッジを行いません。

● 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4　年1回の決算時(2月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

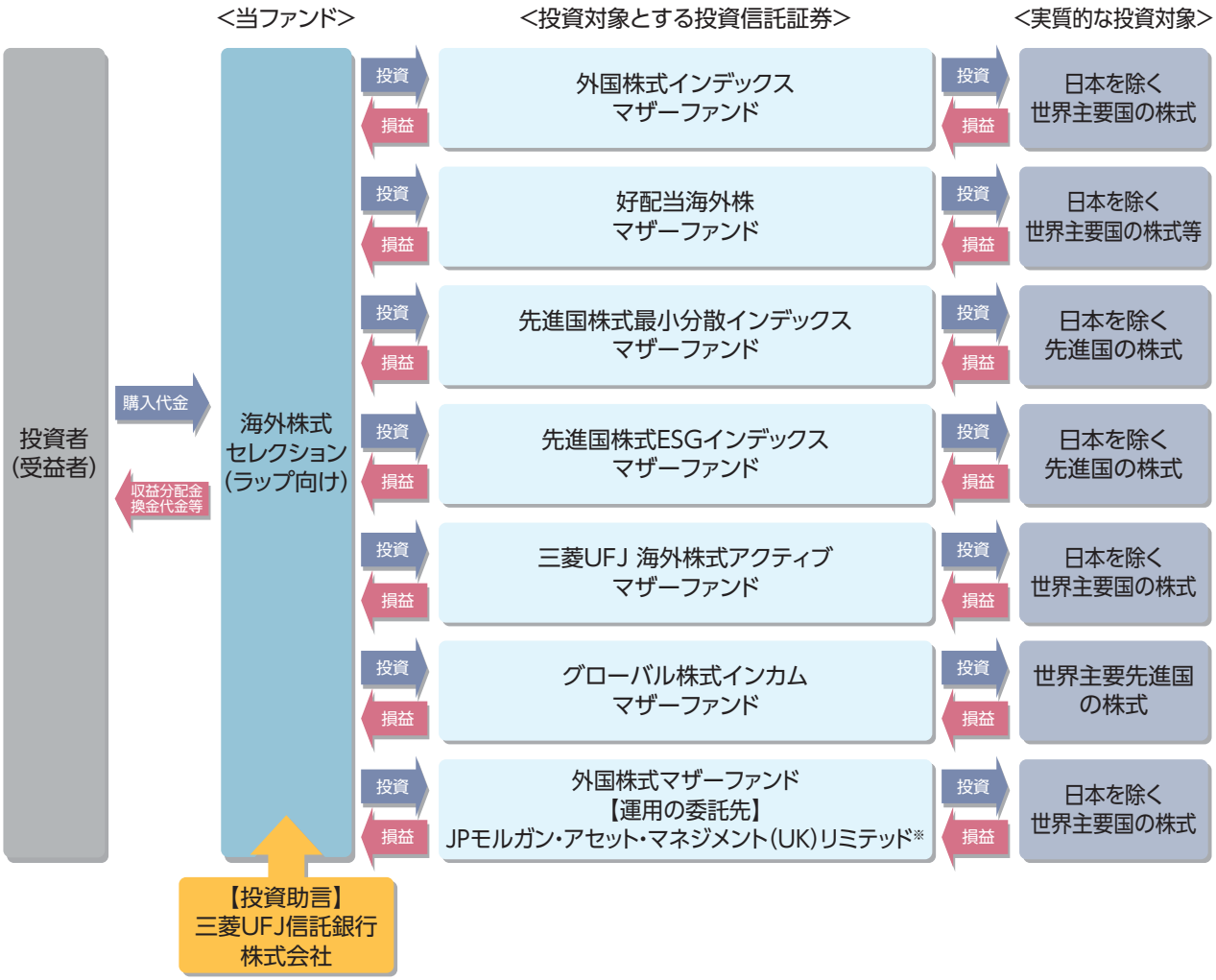
● 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※同社は運用指図権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(所在地:米国)に更に委託することができます。

投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

上記の投資対象とする投資信託証券(および投資対象とする投資信託証券が投資するマザーファンドを含む)は、2026年11月5日現在のものであり、今後変更される場合があります。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

■各投資信託証券の運用プロセス

<外国株式インデックスマザーファンド／先進国株式最小分散インデックスマザーファンド／先進国株式ESGインデックスマザーファンド>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

↓ ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

↓ モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

↓ 売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「MSCIコクサイESGリーダーズ指数」について

■MSCIコクサイESGリーダーズ指数の構築プロセス



- 年次レビュー(毎年5月)において適格ユニバースを更新し、各業種分類時価総額の50%を目標に一定の条件に従って銘柄を選定
- 四半期レビュー(毎年2・8・11月)において、ESG適格基準の継続採用条件を満たしていない既存構成銘柄を除外した上で、各業種分類時価総額の45%未満となる場合、一定の条件に従って50%の目標に達するまで銘柄を新規採用

※MSCI ACWI ESGリーダーズ指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成されています。

■ESG適格基準

項目	内容	新規 採用条件	継続 採用条件
MSCI ESG 格付け	•各企業のESGに関するリスクと機会への対応力を調査・分析 •各企業に係る主要な問題への対応力を同業他社と比較 •AAA～CCCの7段階で各企業を評価(BBは最上位から5番目)	BB以上	BB以上
不祥事 スコア	•各企業の事業、製品やサービスがESGにネガティブな影響を与え得る不祥事の深刻度やその解決のための対策を0～10で評価(0が最低評価)	3以上	1以上
ビジネス 関与スクリーニング	•非人道的兵器と関連性を有するすべての企業、核兵器に関する製造やサービスに関連するすべての企業を除外 •民間銃器、たばこ、アルコール、通常兵器、ギャンブル、原子力、化石燃料抽出、石炭火力の製造、販売などに関連する事業から一定以上の売上や収益を得ている企業を除外		

■MSCI ESG格付けの評価項目

●環境(Environment)

地球温暖化 二酸化炭素排出、 環境配慮融資など	**自然資源** 水資源枯渇、 生物多様性と土地利用など	**廃棄物管理** 有害物質と廃棄物管理、 包装材廃棄物など	**環境市場機会** クリーンテクノロジー、 再生可能エネルギーなど

●社会(Social)

人的資源 労働マネジメント 労働安全衛生など	**製品サービスの安全** 製品安全・品質、 製品化学物質安全など	**ステークホルダーマネジメント** 透明性のある物資調達、 コミュニティ関係	**社会市場機会** 金融へのアクセス、 ヘルスケアへのアクセスなど

●ガバナンス(Governance)

コーポレートガバナンス 取締役会構成、 報酬など	**企業行動** 企業倫理、 租税回避など

※産業により重要とされる項目が異なるため、全ての項目で評価するものではありません。

※ESG適格基準やMSCI ESG格付けの評価項目は、今後変更される可能性があります。
※MSCI Inc.の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

<好配当海外株マザーファンド>

- 投資にあたっては、世界を北米、欧州およびアジア・オセアニアの3地域に分け、地域毎の配当利回りの水準、配当成長性の水準および流動性等を勘案し、投資配分を決定します。
- 銘柄選定にあたっては、地域毎に配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄の中から流動性等を勘案して調査対象銘柄を決定し、減配リスク等をチェックし、組入銘柄を選定します。
- 各地域内における個別銘柄投資は、ファンド設定時、リバランス時には等金額投資を基本とし、分散投資を行います。

 定量・定性のスクリーニングを通じて、組入銘柄を選定します。

①『高配当ユニバース』の決定

地域毎に配当利回りが高い銘柄を、定量データを元に抽出します。

②『好配当ユニバース』の決定

デフォルトリスクが懸念される銘柄の除外等、定性的判断を加えてスクリーニングしたものを好配当ユニバースとします。

③ファンダメンタルズ分析

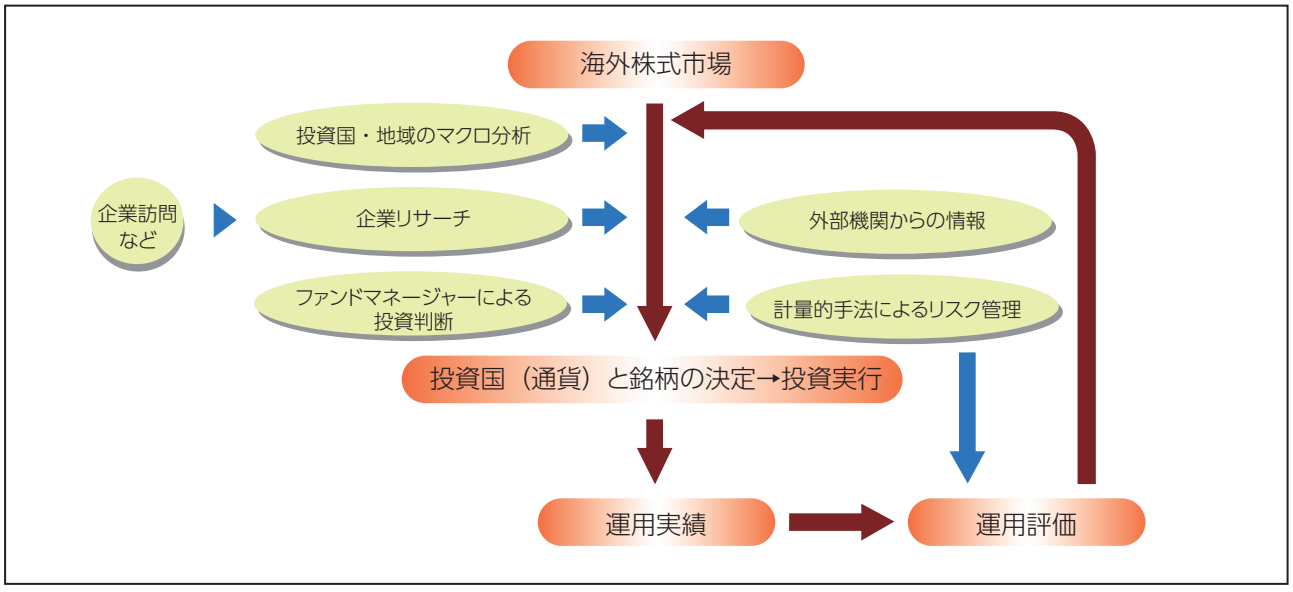
スクリーニングの結果抽出された組入候補銘柄に対し、個別企業の減配リスクや配当成長性に関する調査を実施します。

④ポートフォリオ構築

地域毎の資産配分戦略やポートフォリオ全体の利回り水準を加味し、最終の銘柄選定やウエイト判断を実施します。

❗ 上記の運用プロセスは銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。なお、今後、変更される場合があります。

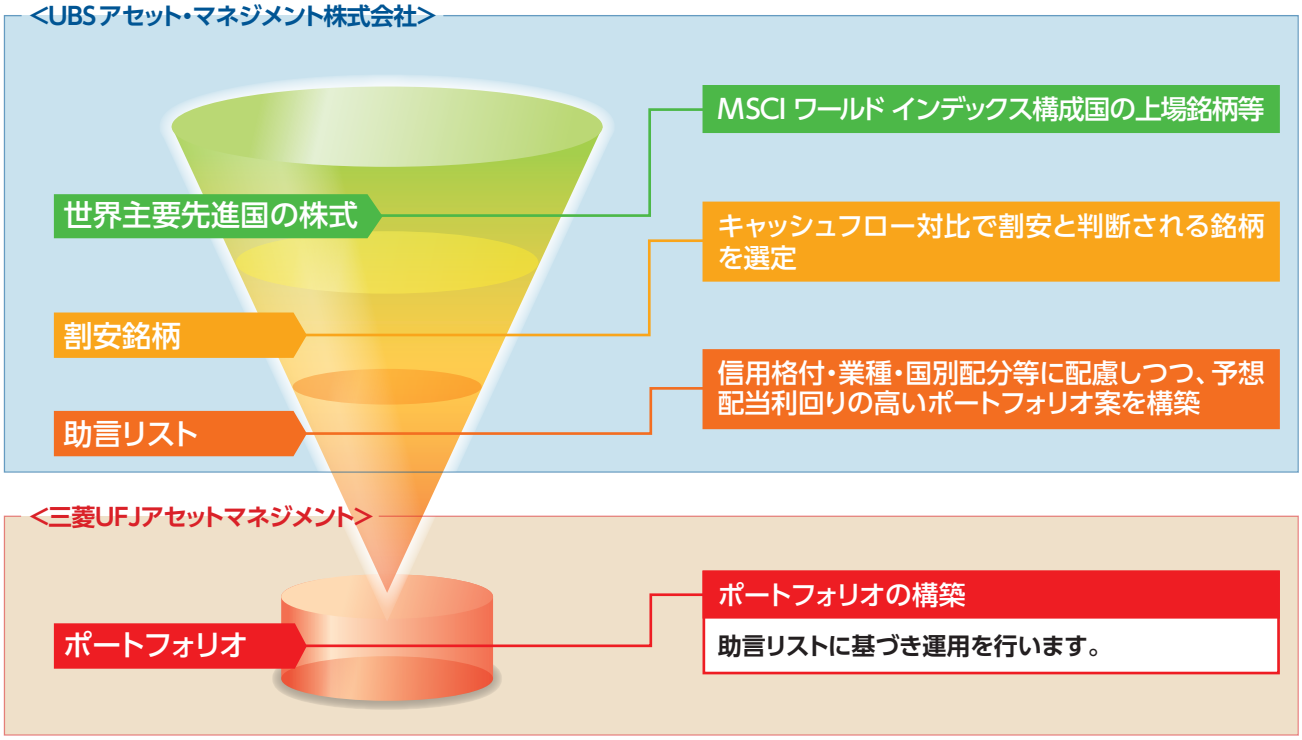
<三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

<グローバル株式インカム マザーファンド>



※上記は2026年8月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。また、一部簡略化して記載している部分があります。
※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

<外国株式マザーファンド>



・リサーチ・アナリストがカバーする新興国を含むグローバル株式の約2,500銘柄

・グローバルに所在するリサーチ・アナリストが共通のフレームワークで企業のファンダメンタルを分析
 ・産業フレームワーク
 (各産業の構造変化を特定)
 ・戦略的分類
 (各企業の事業動向、成長見通し、競争力の持続性を判断)
 ・ESG(ESGのファクターを投資プロセスで考慮)
 ※ESGに特化した戦略ではありません。

・リサーチ・アナリストの分析を独自のバリュエーション・モデルに投入
・各銘柄について期待リターンを算出し、業種ごとの期待リターンに基づいてランキングすることで、相対的な魅力度を測定

・リサーチ・アナリストのアイデアの中から最良と考えられるものを厳選し、付加価値の最大化を意図したポートフォリオを構築
・様々なファクターへのエクスポージャーを抑えつつ、銘柄選択が付加価値の原動力となるポートフォリオを構築

※　運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。
☞「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■先進国株式ESGインデックスマザーファンドのスチュワードシップ方針

委託会社はスチュワードシップ活動において、投資先企業の長期的な企業価値の向上や持続的な成長に向け、社会・環境の問題や企業のカバナンス体制の観点を含む明確な方針のもとで議決権を行使します。



指数について

・MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・MSCIコクサイ最小分散指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・MSCIコクサイESGリーダーズ指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

■投資対象とする投資信託証券の概要（2026年11月5日現在）

外国株式インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ・投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ・なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引を行うことができます。 ・外国為替予約取引を行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.1%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2001年12月5日
決算日	原則として毎年5月12日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

好配当海外株マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・わが国を除く世界主要国の株式等の中から、配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。 ・投資にあたっては、世界を北米、欧州およびアジア・オセアニアの3地域に分け、地域毎の配当利回りの水準、配当成長性の水準および流動性等を勘案し、投資配分を決定します。 ・銘柄選定にあたっては、地域毎に配当利回りが高い銘柄および配当成長性が高いと判断される銘柄の中から流動性等を勘案して調査対象銘柄を決定し、減配リスク等をチェックし、組入銘柄を選定します。 ・株式の組入比率は高位を基本とします。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国を除く世界主要国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2006年11月22日
決算日	原則として毎年10月25日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

先進国株式最小分散インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。 ・株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く先進国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2016年11月9日
決算日	原則として毎年10月29日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

先進国株式ESGインデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。 ・株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く先進国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.1%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2021年10月29日
決算日	原則として毎年5月20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ・運用にあたっては、カントリーアロケーションと銘柄選択の双方におけるアクティブ戦略により、超過収益の獲得を目指します。カントリーアロケーションについてはマクロシナリオからのトップダウンアプローチにより決定します。また組入銘柄選択については、企業の成長力と株価を評価することにより決定します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。 ・組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 ・株式の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の株式
主な投資制限	・株式への投資に制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2000年8月11日
決算日	原則として毎年12月15日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

グローバル株式インカム マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。 ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	世界主要先進国の株式
主な投資制限	・株式への投資は、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。 ・スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。 ・外貨建資産への投資は、制限を設けません。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.15%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2005年10月14日
決算日	原則として毎月7日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

外国株式マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・超過収益の源泉を主として銘柄選択におき、独自の企業調査に基づくボトムアップの銘柄選択でアクティブ運用を行います。 ・銘柄選択に当たっては、長期の企業収益予想に基づくバリュエーション(株価評価)モデルを用います。 ・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・運用指図に関する権限は、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。また、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに更に委託することができます。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の株式
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	1998年12月2日
決算日	原則として毎年7月22日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

! 今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
カントリー・リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

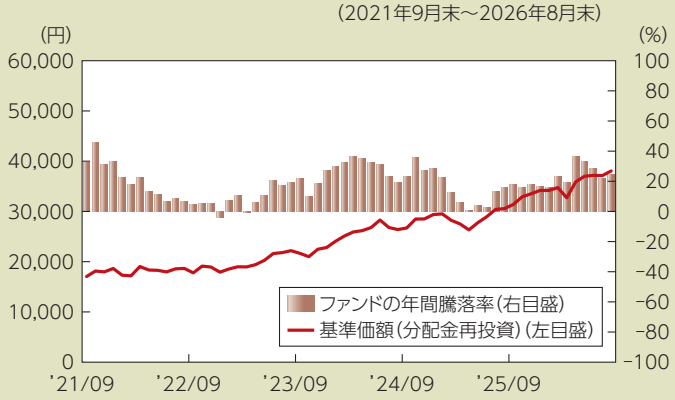
投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

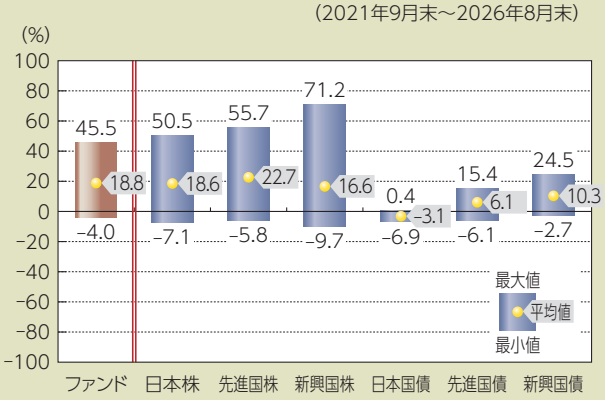
● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2021年9月末～2026年8月末）



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年9月末～2026年8月末）



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

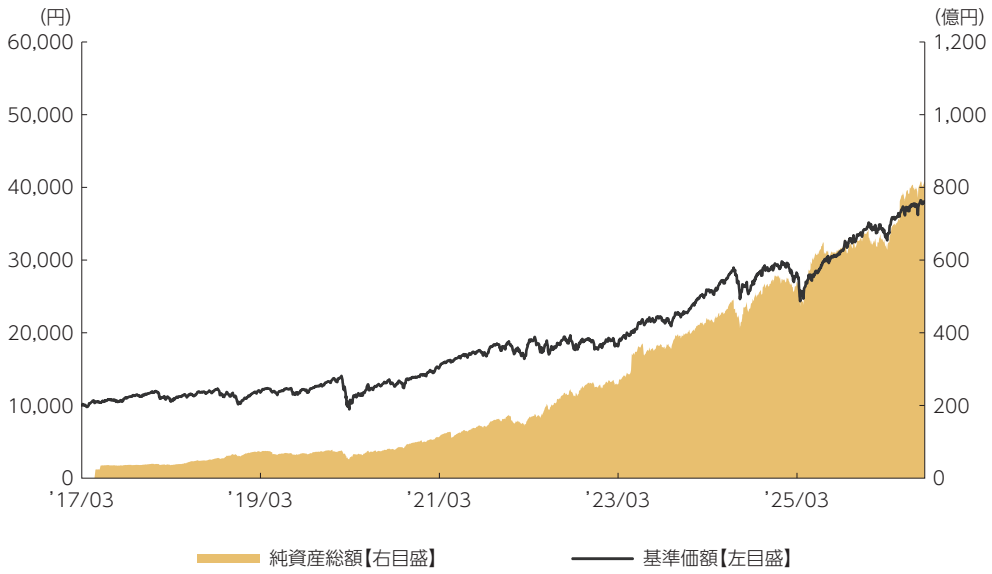
資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA−BPI（国債）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI（総合）のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本）	FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2026年8月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2017年3月27日(設定日)～2026年8月31日



•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	38,061円
純資産総額	814.2億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026 年　2月	0円
2025 年　2月	0円
2024 年　2月	0円
2023 年　2月	0円
2022 年　2月	0円
2021 年　2月	0円
設定来累計	0円

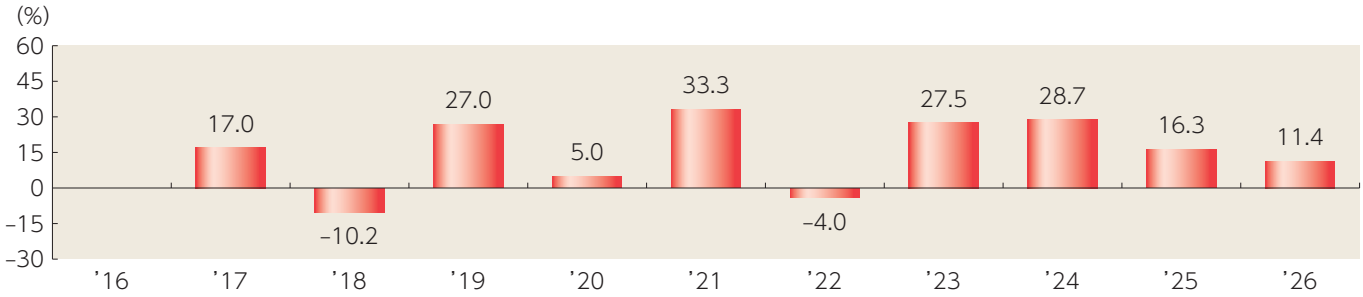
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位銘柄	比率
1	外国株式インデックスマザーファンド	41.8%
2	三菱UFJ　海外株式アクティブマザーファンド	20.3%
3	グローバル株式インカム　マザーファンド	8.9%
4	外国株式マザーファンド	7.8%
5	先進国株式ESGインデックスマザーファンド	7.8%
6	先進国株式最小分散インデックスマザーファンド	5.9%
7	好配当海外株マザーファンド	4.5%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



•収益率は基準価額で計算
•2017年は3月27日(設定日)から年末までの、2026年は年初から8月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	申込の受付	ラップ口座に係る契約※に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、ファンドの購入申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ購入のお申込みを行うものとします。 ※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日の前営業日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2026年5月2日から2027年4月30日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の購入・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
その他	信託期間	2032年2月5日まで（2017年3月27日設定）
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年2月5日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（https://www.am.mufg.jp/）に掲載します。

	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、**年率0.55%(税抜 年率0.5%)**をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数／ 365） ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.42%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.04%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

	投資対象とする投資信託証券	当該ファンドが投資対象とする投資信託証券では運用管理費用(信託報酬)はかかりません。
	実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して**年率0.55%(税抜 年率0.5%)**
その他の費用・手数料		以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・投資対象とする投資信託証券の換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

手続・手数料等

税　金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2026年8月末現在のものです。
※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年2月6日～2026年2月5日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.62%	0.60%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html